

## **【事案VI-1】後遺障害共済金請求**

・2022年6月21日 裁定審議適格性なし

### **<事案の概要>**

申立人は、2010年6月に職場で受けたパワーハラスメントを原因として、うつ病記銘力障害を発症、後遺障害となったために共済金を請求したところ、共済金請求事由に該当しないとの被申立人の主張により支払対象とならなかったため、これを不服とし裁定の申立てをしたもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

職場でのパワーハラスメントが原因で発症したうつ病記銘力障害による精神障害について、災害給付特約の後遺障害特約3,450万円、生活保障特約600万円、重度障害年金特約300万円、合計4,350万円を支払え、との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

- (1) 被申立人は災害ではなく、診断書に就労不能ながら予後に治癒の見込みありと診断されていることから共済金支払対象外とのこと。
- (2) 災害とは、自然現象や人為的な原因によって人命や社会生活に被害が生じる事態をさす。よって、この度のうつ病記銘力障害も人為的な災害に当たると考える。
- (3) 診断書には、就労不能であり精神障害を認め日常生活における身のまわりのことも多くの援助が必要であると明記してある。治癒見込みとは将来に対する予想であり、当たることあれば、外れることもある。外れたら誰がどの様に責任をとるのか。最新の診断書は予後不良となっている。

### **<共済団体の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

#### 2. 申立ての理由に対する答弁

申立人の請求は、以下のとおり、理由がない。

##### (1) 支払の総額

支払われるべき共済金は、所定の支払事由の発生時に、所定の共済金額が支払われるが、共済金額の100%を限度とする。申立人は、同額を超えて共済金支払請求権を有しない。

##### (2) 災害の定義に当たらないこと

- ① 災害とは、外来の急激で偶発的な事故による被害をいう。
- ② 申立人は、2010年6月における上司の申立人に対する発言を以て災害と主張す

るが、申立人の主張によれば、同発言は、申立人が日報を一時的に紛失した等の申立人の業務上の過誤に対する叱責、又は、日報発見の努力を促す業務上必要な指導と認められる。従って、申立人は、自らの過誤行為に対し、上司から一定程度の厳しい指導を受けることを、業務上当然に想定することが可能であったと認められる。従って、同発言につき急激性及び偶発性を認めることができず、同発言は災害に該当しない。

(3) 後遺障害の状態の定義に当たらないこと

- ① 後遺障害の状態とは、疾病が治癒した後に残存する精神的または身体的き損状態であって、将来回復見込みのないものをいう。
- ② 申立人の傷病名は記憶力障害又はうつ病エピソードであるところ、未だ治癒に至っていないものと認められるから、「治癒した後」に該当しない。また、診断書には、「予後」の欄に「治癒の見込みあり」と記載されているから、「将来回復見込みのないもの」とは認められない。

(4) 災害後 200 日以内の後遺障害状態でないこと

- ① 約款・事業規約における共済金支払事由として、「災害を受けた日から起算して 200 日以内にその災害を直接の原因とし、(略)、共済期間内に第 1 級後遺障害の状態になったこと」を要件とする。
- ② 申立人の主張によれば、上司からの叱責の発生は 2010 年 6 月頃であるところ、仮に、2010 年 6 月に申立人が上司から叱責を受けた事実があり、仮に、これを災害と仮定しても、2011 年 1 月頃には同叱責から起算して 200 日を経過する。
- ③ 申立人の初診日は 2011 年 5 月であり、2019 年 1 月迄の診断書には、「治癒見込みあり」と記載されている。
- ④ 従って、申立人においては、災害を受けた日から起算して 200 日以内に、その災害を直接の原因として、共済期間内に、後遺障害(疾病が治癒した後に残存する精神的き損状態であって、将来回復見込みのないもの)の状態になったとの要件に該当しないので、支払事由に該当しない。

## <裁定の概要>

適格性審査の結果、「事実認定が著しく困難な事項」に該当するため、裁定手続規則第 16 条第十号に基づき、裁定審議開始に係る適格性なしとし、手続を終了することとした。